

# 安全衛生推進者養成講習会開催のご案内（第1回）

主催：（一社）大田労働基準協会（幹事） 渋谷労働基準協会  
（一社）三田労働基準協会 （一社）品川労働基準協会

労働安全衛生法の第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実に図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

つきましては、未だ推進者を選任していない事業場につきましては、この機会に受講して資格を取られますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和3年7月27日（火）・28日（水） 2日間 （両日とも開場9：15）  
第1日目 9：30～16：00  
第2日目 9：30～16：00
2. 会 場 三田労働基準協会 F研修センター 港区芝4-4-5（裏面案内図）
3. 研 修 科 目 厚生労働省労働基準局による
4. 修了証交付 全科目受講された方（遅刻・早退不可）に、2日目終了後修了証を交付します。
5. 定 員 20名（先着順）
6. 受 講 料 会員 10,000円 会員以外 11,430円  
（会員は協会にてテキスト「中防衛生」430円を助成します消費税込み）

## 7. 申込方法等

- ① 受講申込：裏面申込書により、三田労働基準協会あてFAX 03-3451-7692して下さい。
- ② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、受講票を申込担当者あてFax返信します。受講料は受講票到着後2週間以内に、〒100-0001（振込手数料はご負担願います）。  
（ただし2週間ない場合は7月20日（火）が最終振込日及び締切日です。）

銀行名	三菱UFJ銀行 田町支店	口座号	普通預金 0397963
口座名義	一般社団法人三田労働基準協会	名義人住所	東京都港区芝4-4-5
なお、振込人名の前に「講習会」を記載し、振込金額は「10,000円（0727 00カイヤ等）」			

- ③ 受講の取消：7月20日までに取消し受講料を全額返還いたします（ただし振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので、予めご了承ください。

なお、受講の取消しのご連絡が締切日までにない場合も受講料はご負担して頂きます。

※受講者は、講習当日受講票と、写真（35mm×24mm）（カードによる修了証になります）を持参し、受付にご提出ください。

また、二日目は修了証受領のため印鑑をご持参ください。

※新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用にて出席をお願いします。また、感染症の状況によっては中止する場合があります。

問合せ先：（一社）三田労働基準協会 TEL03-3451-0901